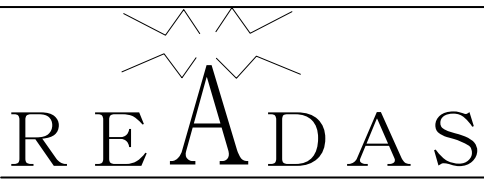


第 5519 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 7月28日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

未支給の国民年金の課税関係

Q：先ごろ、父が亡くなりましたが、未支給の年金があることがわかりました。この年金の課税関係は、どうなりますか？

A：相続税の対象にはならず、受給した人の一時所得となります。

【解説】

国民年金法では、未支給年金の支給請求することのできる者の範囲及び順位について、民法の規定とは異なった定め方をしています。これは被保険者の収入に依拠していた遺族の生活保障を目的とした立場から未支給の年金給付の支給を一定の遺族に対して認めたものと解されているからです。このことから、未支給年金請求権は、本来の相続財産に該当せず、相続税の課税対象に含まれないと解されています。

また、未支給年金請求権は、国民年金法の規定に基づき一方的に付与されるものですから契約に基づかない権利（請求権）に該当しますが、定期金ではなく一時金のみが支給されるものですから、みなし相続財産にも該当しません。

以上のことから、未支給年金請求権については、死亡した受給権者に係る遺族が、自己の固有の権利として請求するものであり、死亡した受給権者に係る相続税の課税対象にはならず、支給を受けた遺族の一時所得に該当することとなっています。

